

避難指示区域等からの避難者に対する安定した住まいの確保に向けた対応方針〈概要版〉

H30. 8. 27 福島県避難地域復興局生活拠点課

(経緯)

- 避難生活の長期化とともに避難者の抱える課題が個別化・複雑化しており、応急仮設住宅を取り巻く新たな課題も顕在化するなど、避難指示区域等からの避難者の生活再建を着実に進めていくためには、安定した住まいの確保が課題。
- 避難者一人一人が置かれている状況を把握し、それぞれの生活再建に向けた進み具合に応じて、関係機関が連携して後押ししていくことが重要。



- H30.3に「避難指示区域等からの安定した住まいの確保に向けた基本的考え方」を整理
- 本年4月に「生活再建調整会議」を立ち上げ、避難者の生活再建に向けた支援体制を強化

対応方針

【策定にあたっての考え方】

- 災害救助法による応急仮設住宅は、あくまで応急救助としての一時的な住まいであるため、避難指示が続いている中であっても早期に安定した住まいに移行していただくことが必要。
- 一方で、帰還困難区域を含む避難指示区域からの避難者は、帰還する意向があっても避難指示が解除されるまでは帰還することが困難であることや、既に住まいを確保したり応急仮設住宅を退去した避難者との公平性についても配慮。

【対応方針のポイント】

- 避難者一人一人の置かれている状況が異なるため、それぞれの生活再建の進み具合に応じた支援を行い、早い段階から今後の生活再建の見通しをつけられるよう支援。
- 今年度から応急仮設住宅の供与期間の終期が決定されていない避難者に対しても、意向確認を実施して課題を類型化し、個々の状況に応じた具体的な支援につなげる。

【安定した住まいの確保に向けた対応策】

1. 意向確認及び住まい確保に向けた再建支援等

➤ 供与期間の終期が決定されていない避難者への意向確認と課題の類型化

- ・ 住まいの確保に向けた進捗と、日常生活における課題の二つの側面からの課題の類型化 等

➤ 家賃減免制度の周知等による復興公営住宅等の入居促進

- ・ 入居希望世帯への入居申込み手続等の情報提供及び収入に応じた家賃の減免制度の周知 等

➤ 支援団体と連携した相談体制の充実

- ・ 住まい探しの同行や入居手続等のサポート、専門機関等の紹介 等

2. 引き続き検討（県外における住まいの確保 等）

※帰還困難区域を含む避難指示区域からの避難者に対して、避難指示が継続している間の住まいの確保に向けた取組の検討

- 需要を把握し、入居に必要な戸数が確保されるよう関係機関への働きかけを検討 等

避難者の生活再建

【今後の対応】

- 対応策の実施にあたっては、生活再建調整会議を通じて引き続き議論を進めていく。